

令和4年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第1日（令和4年6月13日 月曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 審議期間の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 報告第5号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

報告第6号 専決処分した事件の報告について（水道使用料債権の放棄について）

報告第7号 専決処分した事件の報告について（土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

報告第8号 専決処分した事件の報告について（土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）

議案第34号 令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について

議案第35号 令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について

議案第36号 令和4年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第37号 土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第38号 土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 土佐清水市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第40号 権利の放棄について

議案第41号 土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定について

日程第4 陳情の付託について

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 12人

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 谷口佳保君 | 2番  | 弘田条君  |
| 3番  | 武政健三君 | 4番  | 山崎誠一君 |
| 5番  | 吉村政朗君 | 6番  | 作田喜秋君 |
| 7番  | 岡本詠君  | 8番  | 甲藤眞君  |
| 9番  | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君  |
| 11番 | 浅尾公厚君 | 12番 | 永野裕夫君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

|        |         |      |         |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君  | 局長補佐 | 中嶋 由美 君 |
| 議事係長   | 山本 卓己 君 | 主 幹  | 佐野 舞 君  |
| 主 事    | 尾崎 智彩 君 |      |         |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                        |         |                      |         |
|------------------------|---------|----------------------|---------|
| 市 長                    | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                | 磯脇 堂三 君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長         | 井上 美樹 君 | 企画財政課長               | 横山 英幸 君 |
| 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長 | 窪内 研介 君 | 危機管理課長               | 吉永 敏之 君 |
| 消 防 長                  | 味元 博文 君 | 福祉事務所長               | 岡田 哲治 君 |
| 観光商工課長                 | 二宮 眞弓 君 | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長 | 和泉 政彦 君 |
| 水道課長                   | 山本 実 君  | 教 育 長                | 岡崎 哲也 君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和4年土佐清水市議会定例会6月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「審議期間の決定」を議題といたします。

6月会議の審議期間につきましては、議会運営委員会で御審議を願っておりますので、この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 谷口佳保君。

(議会運営委員会委員長 谷口佳保君登壇)

○議会運営委員会委員長(谷口佳保君) おはようございます。

ただいま議題となっております6月会議の審議期間につきましては、6月6日開催の議会運営委員会におきまして、議案等を勘案しながら慎重に審議を重ねた結果、本日から6月29日までの17日間と決定いたしました。

審議期間中の日程として、本日は審議期間の決定、議案上程の後、市長の提案理由説明及び所管課長等による内容説明を行います。また、20日は議案に対する質疑及び一般質問、翌21日及び22日は一般質問を行います。

23日は予算決算常任委員会を、24日は総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会を開催。

最終日、6月29日に本会議を開催し、各委員長の報告後、質疑及び討論並びに採決を行い、全日程を終了したいと思います。

以上報告いたします。

○議長(永野裕夫君) お諮りいたします。

6月会議の審議期間は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から6月29日までの17日間といたしたいと思います。これに御異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。よって6月会議の審議期間は、本日から6月29日までの17日間と決しました。

日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番甲藤眞君、9番細川博史君を指名をいたします。

この際、議会事務局長に諸般の報告をさせます。

議会事務局長。

(議会事務局長 早川 聡君登壇)

○議会事務局長(早川 聡君) おはようございます。

3月会議散会以降の諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、各委員会の活動状況について御報告いたします。

総務文教常任委員会は1回開催し、清水の保育・教育の在り方検討委員会最終報告について

報告を受けました

また、産業厚生常任委員会は1回開催し、新型コロナウイルスワクチン接種について報告を受けました。

議会運営委員会は2回開催し、6月6日には6月会議の日程等について協議を行いました。

議会だより編集委員会は2回開催し、5月1日に議会だより第121号を発行いたしました。

また、全員協議会は1回開催し、議会タブレットについて協議を行いました。

次に、その他の主な件について、日を追って申し上げます。

4月3日、松尾部消防屯所竣工式及び加久見部消防屯所竣工式が開催され、議長が出席しそれぞれ祝辞を述べました。

4月8日、土佐清水ジオパーク推進協議会役員会に議長が出席。

4月9日、窪津部消防屯所竣工式が開催され、議長が出席し祝辞を述べました。

4月12日、第140回高知県市議会議長会定期総会が高知市で開催され、正副議長及び事務局長が出席。

4月19日、第141回高知県市長会議が中央公民館で開催され、議長が出席し祝辞を述べました。

4月24日、宿毛市新庁舎・きぼうが丘保育園落成式典が宿毛市で開催され、議長が出席。

4月27日、土佐清水市身体障害者連盟総会が開催され、議長が出席し祝辞を述べました。

5月9日、四万十市議会正副議長が就任挨拶のため来局。

5月11日、第84回四国市議会議長会定期総会が徳島市で開催され、正副議長及び事務局長が出席。

5月16日、道路整備促進期成同盟会高知県地方協議会通常総会及び道路整備促進高知県大会が高知市で開催され、議長が出席。

5月24日、第33回四国西南サミットが四万十市で開催され、議長代理として副議長が出席。

5月25日、全国市議会議長会第98回定期総会・各委員会合同会議が東京都で開催され、議長が出席。

次に、提出議案について申し上げます。

6月会議に提出されております案件は、報告第5号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」から報告第8号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）」までの報告4件及び議案第34号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について」から議案第41号「土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定について」までの議案8件、計12件であ

ります。

これらの案件名につきましては、議案つづりのとおりでありますので、省略させていただきます。

最後に、人事異動についてであります。既に御承知のことと思っておりますが、4月1日付の人事異動により、佐野舞議会事務局主幹がこども未来課に転出し、その後任として、税務課から、山本卓己議事係長が配属となりましたので、改めて御報告申し上げますとともに、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

**○議長（永野裕夫君）** 諸般の報告は終わりました。

日程第3、市長提出、報告第5号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」から報告第8号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）」までの報告4件及び議案第34号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について」から議案第41号「土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定について」までの議案8件、計12件を一括議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

**○市長（泥谷光信君）** おはようございます。本日ここに、令和4年土佐清水市議会定例会6月会議の開催に当たり、市政の課題等につきまして、所信の一端を申し述べますとともに、令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）をはじめとする提出議案等について御説明申し上げ、議員の皆様及び市民の皆様に御理解と御協力をお願い申し上げます。

今年2022（令和4）年は、1972（昭和47）年の札幌五輪やあさま山荘事件、沖縄の日本復帰など、日本中が歓喜と衝撃、悲願と希望に包まれた様々な出来事から50年の歳月が経過いたしました。

本市におきましても、足摺宇和海国立公園指定や足摺海底館開館から50年という記念の年に当たります。

また、1922（大正11）年3月3日、被差別部落出身の若者が立ち上がり「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と人間の平等と尊厳を格調高くうたい上げ、日本最初の人権宣言とも言われる全国水平社創立宣言（水平社宣言）が出されて100年の年でもあります。

この間には、1948（昭和23）年に国連総会において世界人権宣言が採択されるなど、人権の世紀としての歩みを進めてまいりました。

本市でも、1993（平成5）年に人権擁護都市宣言を行い、1998（平成10）年に土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例を制定するとともに、2000（平成12）年には、条例の実効性を高めるための人権を尊重する社会づくり行動計画を策定し、情勢の変化に対応した改訂を行いながら様々な取組を進めてまいりました。

このような中、昨年度改訂した行動計画では、「犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認」を新たな課題として加え、その課題解決に向けた取組の一環として、既に令和2年度から導入に向けて検討を行ってきた、同性や事実婚の異性カップルを婚姻している夫婦と同等の関係と認め、また、同居する子供も家族として公に認めるパートナーシップ・ファミリーシップ登録制度を今月1日から開始しました。

全国では6月10日現在で218の自治体が導入しており、高知県内では、高知市に次ぐ2例目となり、ファミリーシップ制度は県内初の導入となります。

個人の生き方や家族の在り方が多様化する中で、制度導入を通して、誰もが生きやすい、多様性を認め合う社会の実現に向けた不断の取組を進めてまいりますので、市民の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

次に、全国的に感染状況が減少傾向にある新型コロナウイルス感染症につきましては、国は、屋外・屋内及び子供のマスク着用の取扱いについて、基本的対処方針の一部見直しを行いました。

これを踏まえて、高知県においても同様の取扱いが示され、一定の距離の確保、会話の有無などを考慮した上でマスク着用を必要としないことや、小学校就学前の子供たちについても、着用を一律に求めないことなどを発表いたしました。幡多福祉保健所管内では、感染経路不明による市中感染や医療機関などでの施設内感染が収まっておりませんので、基本的な感染対策としてのマスク着用は、極めて重要であることから、市民の皆様には引き続き、適宜マスクを着用するとともに、3密の回避、十分な換気対策、小まめな手指消毒をはじめとした基本的な感染防止対策の徹底をお願い申し上げます。

続きまして、本市のワクチン接種の状況等について御報告させていただきます。

3回目の接種は、今月5日時点で12歳以上の接種率が73.32%となっており、年齢別では、65歳以上の高齢者は84.8%と高い接種率ではありますが、12歳から64歳の若年層では59.1%と、若い世代になるほど接種率が低く推移しております。

4回目の接種については、重症化予防を目的としており、対象者を3回目の接種から5か月以上を経過した60歳以上の方と、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方となっております。

本市では、3回目の接種時期が早い高齢者施設等入所者の方は、6月21日から接種を実施

し、在宅の方は7月中旬から実施する予定で準備を進め、4回目の接種時期に合わせて順次、対象者に対して接種券を発送することとしております。

なお、18歳以上60歳未満の基礎疾患がある方や、その他重症化リスクがある方で接種を希望する場合は、市役所健康推進課で接種券発行の申請手続を行う必要があります。

ワクチン接種期間が9月30日までとなっておりますので、引き続き市内の医療機関に御協力をいただきながら、接種を希望する市民の皆様に円滑かつ迅速に実施できますよう取り組んでまいります。

続きまして、令和3年度の決算状況を御報告させていただきます。

一般会計の歳入総額116億9,974万円余り、歳出総額113億2,610万円余りで、翌年度繰越財源を除いた実質収支では、3億1,069万円余りの黒字となり、令和3年度に引き続き財政調整基金の取崩しをしない決算となっております。

特別会計につきましては、特別養護老人ホームしおさい特別会計が歳入歳出同額の決算となり、そのほかの特別会計は、全て黒字決算となっております。

引き続き、適正かつ効率的な財政運営に努めてまいります。

次に、御寄附等の報告をさせていただきます。

国際ソロプチミスト幡多様から、図書券3万円を寄贈いただきました。目的に沿って大切に活用させていただきます。

高知市在住の竹田睦英様から、本市出身で画家の黒原和夫氏の作品を土佐清水市民に広く観覧していただきたいとして寄贈いただきました。文化会館等に展示するなど、広く活用させていただきます。

また、ふるさと元気寄附金としまして、令和3年度合計で延べ1万6,327名の方々から、総額2億659万3,637円の御寄附をいただき、今年度につきましては、全額基金へ積立てをさせていただきました。

御寄附いただきました皆様に対し、この場をお借りいたしまして厚く感謝申し上げます。

それでは、御提案申し上げました各案件につきまして、概要を御説明申し上げます。

報告第5号は、令和4年2月28日に市道元町寿線を走行中に、横断側溝のグレーチングが跳ね上がり、車両に損害を与えた事故に係る和解及び損害賠償額の決定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分した事件の報告であります。

報告第6号は、水道使用料債権の放棄につきまして、土佐清水市債権管理条例第16条の規定に基づき、令和4年3月31日付で専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

報告第7号は、地方税法の一部を改正する法律等の公布及び施行に伴い、土佐清水市国民健

康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和4年3月31日付で専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第8号は、地方税法の一部を改正する法律等の公布及び施行に伴い、土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和4年3月31日付で専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案第34号から議案第36号までは、令和4年度予算に係る補正予算案であります。

議案第34号の一般会計補正予算（第1号）は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり一律5万円の特別給付金を支給するもので、対象児童数を約400人と見込み、事務費を含め2,030万4,000円を計上し、また、離職や収入減等の影響が直接生活困窮につながりかねない住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給するもので、対象世帯を約350世帯と見込み、事務費を含め3,532万8,000円を計上しております。

なお、本議案につきましては、可能な限り速やかに支給する必要があることから、本日先議をお願いするものであります。

議案第35号の一般会計補正予算（第2号）は、コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた生活者等への緊急対策及び市内経済の下支え対策として、4月に追加配分されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金約1億円余りを財源に、市民1人当たり5,000円の地域電子通貨Meji-Caで配布する土佐清水市経済活性化対策事業に6,517万2,000円を計上するとともに、学校給食費無償化事業として、小・中学校の2学期及び3学期分の給食費2,070万3,000円を無償化し、子育て世帯の支援を行うこととしております。

その他、マイナンバーカード取得時に付与されるマイナポイントが地域電子通貨Meji-Caでも使用できることとなったことから、マイナンバーカード取得や健康保険証機能の追加、公金受取口座の登録を行った際のマイナポイント付与に係る事業費補助金として5,000万円、75歳以上の方々の医療・健診・介護情報の把握及び分析を行い、高齢者の保健事業と介護予防等を一体的に取り組むための事業に324万3,000円、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く幼稚園教諭等の処遇改善のための保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業費補助金として161万5,000円、コロナ禍における学びの保障に向けた取組の一つとして、家庭でも利用可能なデジタルドリルを導入し、児童生徒の個々の学習状況と理解度に応じた最適な個別指導及び支援の充実強化を図るためのデジタルド



リル導入事業に106万9,000円、一般財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業の一環であるコミュニティ助成事業として、計885万9,000円などを計上し、議案第34号一般会計補正予算（第1号）及び議案第35号一般会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ合計1億9,038万4,000円を計上し、一般会計の予算総額は、98億4,838万4,000円となります。

議案第36号土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）は、資材の高騰の影響を考慮した国費の増額配分に応じ、三崎上水道施設配水池施設工事費を増額し、また、高知県による配分の増額に伴い、清水上水道等配水管布設工事費を増額するものとして、合計2,608万2,000円を補正計上するものであります。

議案第37号土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第38号土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険税及び介護保険料の減免対象期間に係る納期限を令和3年度末から令和4年度末に改正するものであります。

議案第39号土佐清水市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定については、平成21年3月31日をもって休校となっている貝ノ川小学校について、今後も児童の増加が見込めないことから、令和4年6月30日をもって廃校とするための条例改正であります。

議案第40号権利の放棄については、平成26年度に実施した国庫補助事業である土佐清水市森林整備地域活動支援事業が、その目的を達し得なかったことから、交付決定の取消しを行い、令和元年度の市有林使用料とともに返還請求を行ってまいりましたが、事業実施主体が破産手続廃止となり、債権の回収が不可能となったため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第41号土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定については、令和5年度にリニューアルオープンを予定している道の駅めじかの里土佐清水の指定管理者について、公募を行い選定委員会で候補者が選定されたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経て指定するため、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わります。

なお、詳細につきましては、所管課長から説明をいたしますので、何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（永野裕夫君）** 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから小休とし、四国市議会議長会表彰状及び全国市議会議長会感謝状の伝達式並びに去る4月1日付の人事異動についての執行部から報告を求めたいと思います。

小休といたします。

午前10時32分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいまから、予算案及び条例案等に対する内容説明を求めたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 御異議なしと認めます。よって、予算案及び条例案等に対する内容説明を求めることに決しました。

議案第34号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）について」及び議案第35号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」、以上2件について説明を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君登壇）

○企画財政課長（横山英幸君） おはようございます。

本会議には、一般会計の補正予算案を2件提出させていただいております。

まず、議案第34号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

歳出から、御説明いたします。

補正予算書の13ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費には、コロナによる影響が長期化する中で、物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、昨年に引き続き、児童1人当たり一律5万円の給付金を支給する予算を計上しております。

10節需用費には、給付事務に必要な事務用品代として23万円、11節役務費には、案内通知等の送料及び給付金の手数料として7万4,000円を計上し、18節負担金、補助及び交付金には、本給付金の対象となる児童数を400人と見込み、給付金として2,000万円を計上しております。なお、本給付金につきましては、昨年と同様、児童扶養手当受給者等のひとり親世帯のほか、住民税非課税の子育て世帯も支給対象となっております。財源につきましては、全額、国庫支出金が充当されます。

3款3項1目生活保護総務費には、コロナによる影響が長期化する中で、離職や収入減等の影響が、直接生活困窮につながるおそれがある住民税非課税世帯に対し、昨年に引き続き1世帯当たり10万円の給付金を支給する予算を計上しております。

10節需用費には、給付事務に必要となる事務用品代として20万円、11節役務費には、案内通知等の送料及び給付金の手数料として12万8,000円を計上し、18節負担金、補助及び交付金には、本給付金の対象となる世帯数を350世帯と見込み、給付金として3,500万円を計上しております。なお、今回の本給付金の対象者は、昨年、令和3年度は課税世帯で、今年度、令和4年度に非課税となる世帯が対象となっております。財源につきましては、全額、国庫支出金が充当されます。

次に、歳入について説明いたします。

補正予算書の12ページをお願いいたします。

14款2項国庫補助金につきましては、歳出予算の財源として計上しております。

1ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,563万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は97億1,363万2,000円となります。

なお、本補正予算案に計上した給付金につきましては、国から可能な限り速やかに給付することとされていることから、本日先議をお願いするものであります。

以上で、議案第34号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第1号）」の説明を終わります。

続きまして、議案第35号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）」について説明いたします。

歳出から御説明いたします。

補正予算書の16ページをお願いいたします。

2款1項7目企画振興費、18節負担金、補助及び交付金、コミュニティ助成事業交付金は、地域のコミュニティー活動に必要な備品類の購入に対する交付金で、本年度はグリーンハイツ、緑ヶ丘、三崎浦、市場町の4か所が事業採択を受けましたので、計770万円を計上しております。財源につきましては、全額自治総合センター交付金が充当されます。

3款1項1目社会福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金102万5,000円は、昨年、子育て世帯を支援するため、現金とめじかポイントにより、児童1人当たり10万2,500円を子育て世帯への臨時特別給付金として支給いたしましたが、本給付金の対象者数が、単身赴任世帯等が想定より多く、当初見込みを上回ったことにより、不足分を追加計上するものであります。

3款2項1目児童福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金161万5,000円は、昨年、国において閣議決定されたコロナ克服に向けた経済対策の一つとして、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善、賃金引上げに対し補助を行うもので、しみず幼稚園に対し補助を行い、賃金を

3%、月額9,000円程度引き上げるものであります。財源につきましては、全額国庫支出金が充当されることとなっております。詳細につきましては、予算審議における事業説明書1ページを御参照願います。

4款1項1目保健衛生総務費には、後期高齢者医療広域連合と連携し、75歳以上の高齢者の医療、健診、介護情報を把握・分析し、保健事業や介護予防事業等を一体的に行い、高齢者が抱える健康課題への対応やフレイル予防の取組を実施する費用を計上するもので、パンフレットの作成費用のほか、システム改修費や訪問活動に必要となる車両購入費など、計324万3,000円を計上しております。財源につきましては、後期高齢者医療広域連合からの委託金及び補助金を見込んでおります。

17ページをお願いいたします。

5款3項1目水産業総務費、18節負担金、補助及び交付金、水産業振興事業費補助金76万5,000円は、高知県漁協下ノ加江支所が所有するホイストスケールが現在故障しているため、改修に係る費用の2分の1を補助するものであります。財源につきましては、過疎対策事業債の充当を見込んでおります。

6款1項1目商工振興費、1節報酬から8節旅費までの計6,517万2,000円は、コロナ禍において、原油価格や物価高騰の影響を受けている市民全員に5,000円分のめじかポイントを付与する費用と、ポイントをカードからアプリへ切り替えした際に1,000円分のポイントを上乘せする費用を、事務補助を行う会計年度任用職員の人件費と合わせ計上するものであります。財源につきましては、追加配分された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んでおります。

18ページをお願いいたします。

同じく、6款1項1目商工振興費、18節負担金、補助及び交付金、マイナポイント事業費補助金5,000万円は、国が実施しているマイナポイント第2弾で付与されるポイントをめじかポイントで付与する費用を計上するもので、マイナンバーカードを取得した際のポイントのほか、健康保険証及び公金受取口座にひもづけした際のポイントを合わせ、1人最大2万円分のポイントの付与を行うものであります。財源につきましては、全額国庫支出金が充当されることとなっております。詳細につきましては、予算審議における事業説明書2ページを御参照願います。

3目観光振興費、18節負担金、補助及び交付金、観光振興推進総合支援事業費補助金200万4,000円は、松尾漁港内にある公衆トイレの改修に係る補助金を計上するものであります。財源につきましては、県支出金2分の1を見込んでおります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書3ページを御参照願います。

4目観光商工施設費、18節負担金、補助及び交付金、地域おこし協力隊起業支援事業費補助金100万円は、現在、観光商工課に配属している自然体験型観光推進担当の地域おこし協力隊員が来年5月末で任期が終了することに伴い、本市への定住に向けた起業支援を行うものであります。

8款1項3目非常備消防費、17節備品購入費115万9,000円は、コミュニティ助成事業の採択を受け、各消防団に配備する防災関連の資機材を購入する費用を計上するもので、本年度は中央分団に配備するものであります。財源につきましては、自治総合センター交付金が充当されます。

9款1項2目事務局費、13節使用料及び賃借料106万9,000円は、学力向上に向け、市内全小中学校に1人1台配備したタブレット端末で活用できるデジタルドリルを導入する費用を計上するものであります。詳細につきましては、予算審議における事業説明書4ページを御参照願います。

4目学校給食費につきましては、コロナ禍において、原油価格や物価高騰の影響を受けている子育て世帯の経済的負担を軽減するため、2学期と3学期の小中学校の給食費を無償化するため、財源振替を行うものであります。保護者から納付される給食費を減額し、追加配分された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することとしております。次に、歳入について御説明いたします。

14ページから15ページをお願いいたします。

14款2項国庫補助金及び15款2項県補助金につきましては、歳出予算の財源といたしまして、補助率などに基づき計上するものであります。

19款1項1目繰越金398万3,000円は、今回の補正予算に要する一般財源の不足分として計上するものであります。

20款4項雑入、21款1項市債につきましては、歳出予算の財源といたしまして計上するものであります。

9ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正につきましては、佐川町に建設する産業廃棄物最終処分場の建設費用の本市負担金につきまして、昨年の12月補正予算で債務負担行為を設定しておりますが、コロナの影響等により、入札等の事務処理が当初計画より遅れていることに伴い、期間を1年延長する必要が生じたことに伴い、新たに債務負担行為を設定するものであります。

10ページをお願いいたします。

第3表地方債補正につきましては、既定の地方債の借入限度額について変更するものであります。

1 ページをお願いいたします。

以上によりまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,475万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は98億4,838万4,000円となります。

以上で、議案第35号令和4年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（永野裕夫君） 次に、議案第36号「令和4年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）について」、説明を求めます。

水道課長。

（水道課長 山本 実君登壇）

○水道課長（山本 実君） おはようございます。議案第36号「令和4年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）について」、御説明いたします。

水道事業補正予算書の3ページをお願いします。

2、資本的支出につきまして、1款1項1目工事請負費は、当初予算で予定していました三崎上水道施設配水池施設工事につきまして、配水タンクの整備を予定しておりますが、このところの資材高騰の影響により要望額より増額の内示となりましたので、増額2,387万円、また、清水上水道等配水管布設工事につきましても、来年度以降に更新予定の老朽施設を前倒しで実施するため要望額より増額の内示となりましたので、増額221万2,000円の合わせて2,608万2,000円を計上しています。

1、資本的収入につきまして、企業債は三崎上水道整備事業の1,190万円、生活基盤施設耐震化等交付金事業の150万円の合わせて1,340万円を計上しています。

国庫補助金につきましては、三崎上水道整備事業の1,193万5,000円、生活基盤施設耐震化等交付金事業の72万1,000円の合わせて1,265万6,000円を計上しています。

1 ページをお願いします。

第2条として、令和4年度土佐清水市水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を収入3億2,280万6,000円、支出3億9,740万5,000円と補正します。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,459万9,000円は過年度分当年度分損益勘定留保資金及び利益剰余金で補填するものとします。

以上で、「令和4年度土佐清水市水道事業会計補正予算（第1号）について」の説明を終わります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（永野裕夫君） この際、暫時休憩いたします。5分程度休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

次に、報告第5号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」から報告第8号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）」までの報告4件及び議案第37号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第41号「土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定について」までの議案5件、計9件について説明を求めます。

総務課長。

（総務課長 窪内研介君登壇）

○総務課長（窪内研介君） 今会議に御提案申し上げました各案件につきまして、議案つづりにより御説明いたします。議案つづりをお願いいたします。

報告第5号「専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」、議案つづり1ページから2ページまでです。

本件は、令和4年2月28日、市内在住の男性が市道元町寿線を自動車で走行中、横断側溝のグレーチングが跳ね上がり、車両下部に損害を与えました。相手方に損害賠償金28万7,727円を支払うことで示談が成立し、地方自治法第180条及び市長の専決処分事項の指定について第1号の規定により、令和4年3月25日専決処分しましたので、議会に報告するものです。

次に、報告第6号「専決処分した事件の報告について（水道使用料債権の放棄について）」、議案つづり3ページから5ページまでです。

本件は、平成14年度から令和2年度までの水道使用料債権（個人24人、事業所3件）170万5,849円について、土佐清水市債権管理条例第16条の規定により、令和4年3月31日専決処分しましたので、同条第2項の規定により、議会に報告するものです。

報告第7号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」、議案つづり6ページから7ページまでです。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が令和4年3月31日に公布、令和4年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正について、地方自治法第180条及び市長の専決処分事項の指定について第7号の規定により、令和4年3月31日専決処分しましたので、議会に報告するものです。

改正内容は、基礎課税額の課税限度額を63万円から65万円に改正、また、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を19万円から20万円に改正するほか、所要の改正を行うもので

す。

報告第8号「専決処分した事件の報告について（土佐清水市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）」、議案つづり8ページから13ページまでです。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和4年3月31日公布、令和4年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正について、地方自治法第180条及び市長の専決処分事項の指定について第7号の規定により、令和4年3月31日専決処分しましたので、議会に報告するものです。

主な改正内容は、個人市民税では、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備、給与所得者の扶養親族申告書について記載事項に配偶者の氏名を追加、公的年金等受給者の扶養親族申告書について、一定の配偶者及び16歳を超える扶養親族を有する者について提出義務を追加並びに記載事項に配偶者の氏名を追加するものです。

また、固定資産税では、景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とするもの、そのほか、省エネ改修工事を行った既存住宅に係る特例の拡充等に伴う改正です。

議案第37号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり17ページから18ページまでです。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免について、令和4年度の保険税であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限、特別徴収にあつては特別徴収対象年金給付の支払い日が設定されているものを減免の対象とするための規定の整備です。

なお、減免措置については、保険税減免総額が市町村調整対象需要額に占める割合に応じて、それぞれに定める場合に相当する額が特別調整交付金で財政支援されます。

議案第38号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」、議案つづり19ページから20ページまでです。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者に対する減免について、令和4年3月31日までの規定を令和5年3月31日までとする改正を行うものです。

なお、減免措置については、令和3年度と同様の減免基準により特別調整交付金で財政支援されます。

議案第39号「土佐清水市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」、議案



つづり 21 ページから 22 ページまでです。

本案は、平成 21 年 3 月 31 日をもって休校となっている貝ノ川小学校について、今後も児童数の増加は見込まれず、教育目的での利用の見込みもないことから、令和 4 年 6 月 30 日をもって廃校とするため、条例から同校を削る改正を行うものです。

議案第 40 号「権利の放棄について」、議案つづり 23 ページです。

本案は、平成 26 年度に当該法人が実施した土佐清水市森林整備地域活動支援事業について、その実績が補助事業の目的を達し得なかったことから、平成 30 年度に交付金の交付決定取消し及び返還請求を行っていました。

また、令和元年度に同法人に貸し付けた市有林の使用料については、納付されないまま、令和元年 12 月 4 日に同法人に対する破産手続が開始され、令和 3 年 5 月 24 日付で破産手続廃止が決定し、債権の回収が不可能となったため、合計 141 万 4,370 円の権利を放棄することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第 41 号「土佐清水市地場産品販売施設の指定管理者の指定について」、議案つづり 24 ページです。

本案は、令和 5 年度にリニューアルオープンを予定している土佐清水市地場産品販売施設、道の駅めじかの里土佐清水の指定管理者について、令和 4 年 2 月 25 日開催の土佐清水市公の施設に係る指定管理者選定委員会で公募によることを決定し、4 月 20 日に開催された指定管理者選定委員会で次期候補者が選定されたため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経て指定するため、議会の議決を求めるものです。

指定管理者に指定する団体は、香川県坂出市に本拠を置く株式会社サクセス、指定期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間です。

以上につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（永野裕夫君）** 以上で、予算案及び条例案等に対する内容説明は終わります。

日程第 4、「陳情の付託について」議題といたします。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情付託表のとおり、所管の委員会に付託をいたします。

なお、付託した陳情につきましては、審議期間中に審議を願い、最終日までに結論を出すよう申し添えておきます。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第 34 号「令和 4 年度土佐清水市一般会計補正予算（第 1 号）について」は、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、可能な限り速やかな支給をする必要があり、過日、先議願いたい旨、執行部から要請がありました。

6月6日開催の議会運営委員会で、その取扱いについて協議した結果、本日先議することとなりました。

お諮りいたします。

先議することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第34号は先議することに決しました。

議案第34号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算(第1号)について」を先議いたします。

ただいまから質疑に入ります。

ただいまのところ通告による質疑はございません。

この際、各位にお願いいたします。

議案第34号は、所管の委員会に付託し、審議を願うことになっております。この点十分お含みおきの上、委員会審議をお願いいたします。

質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、お手元に配付しております議案付託表のとおり所管の予算決算常任委員会に付託いたします。

なお、委員会は、本日中に審議を終了されますよう特に御配慮をお願いいたします。

この後、直ちに予算決算常任委員会を開催いたしますので、委員会審査について、よろしくをお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は1時30分を目途としておりますのでよろしくお願いいたします。

午前11時14分 休 憩

午後 1時30分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて、会議を開きます。

ただいまから、予算決算常任委員会の審査の結果について報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 山崎誠一君。

(予算決算常任委員会委員長 山崎誠一君登壇)

○予算決算常任委員会委員長(山崎誠一君) 予算決算常任委員会審査経過の概要と結果を報告させていただきます。

当委員会に付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告いたします。

1、議案第34号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算(第1号)について」

(1) 歳入については、特に意見もなく了承いたしました。

(2) 歳出のうち、3款1項1目社会福祉総務費について。

委員から、令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯支援特別給付金について、令和3年4月会議においても子育て世帯支援特別給付金の事業提案が可決されたが、今年度の事業と違いがあるのかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、同様の内容とのことであります。

委員から、児童扶養手当の受給者等については、直近では収入が減少した世帯は申請が必要とのことであるが、どのように把握して周知するのかとの質疑があり、執行部の説明によりますと、家計が急変している方については把握できないので、広報、ホームページで周知することを予定している。

なお、令和4年4月から令和5年2月末までに生まれた新生児で、かつ非課税世帯については対象者が把握できるので勸奨通知を送ることとしているとのことであり、了承いたしました。

歳出のうち、3款3項1目生活保護総務費について。

委員から、令和4年1月会議で提出された議案と内容は同じだと思うが、今回の対象者は、昨年度が課税世帯で今年度は非課税世帯になった世帯が対象となっている。昨年度の対象者は引き続き今年度も対象にならないのかとの質疑があり、執行部から、令和4年度の非課税世帯臨時特別給付金は、令和4年度の市民税均等割の非課税世帯で令和3年度の非課税世帯給付金を受給していない世帯という条件がある。大半の世帯が令和3年度で受給しているため、その上で令和4年度に非課税となった方が対象となる。また、令和3年度中に収入が非課税相当となる家計急変世帯に対する給付も令和3年度に行っていたが、申請を行った方が全国的に少なく、受給資格要件を満たす世帯に対して、今回、プッシュ型で給付することになっているとの説明があり、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

○議長（永野裕夫君） 以上で、予算決算常任委員会委員長の報告を終わりました。

ただいまから、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席に御着席願います。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終わります。

委員長は自席にお戻り願います。

ただいまから討論に入ります。討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

ただいまから採決に入ります。

議案第34号「令和4年度土佐清水市一般会計補正予算(第1号)について」、採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は御起立または挙手を願います。

(賛成者起立・挙手)

○議長(永野裕夫君) 起立・挙手全員であります。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は6月20日午前10時に再開いたします。

なお、質疑及び一般質問の通告の期限は、6月15日午前11時でありますので、念のため申し添えておきます。

本日の会議は、これをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

午後 1時36分 散 会